

令和4年度 第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）岡崎市実施計画

この計画は、愛知県が令和3年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画(ニホンザル)(以下「特定計画」という。)の実施計画として策定するものである。

1 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル

2 計画の期間

本計画の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

3 管理すべき区域

特定計画に基づき管理すべき対象区域は、市内全域とする。

4 管理の目標

(1) 管理の目標

管理の目標は、適切な被害防除対策等を実施するとともに、効果的な個体数調整を行うこと等により、ニホンザルの地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りながら、農林業被害等の未然防止又は減少を図り、人とニホンザルとの適切な関係を構築していく。

(2) 現状

ア 生息状況

(ア) 生息地の範囲

愛知県の調査によると、平成22年度のニホンザルの生息地の範囲は、図1に示すとおり県東部の山間地を覆いつくしており、市内においても市街地近くまでに及んでおり、今後さらに生息地の範囲が拡大した場合、市街地にまで被害が拡大する可能性がある。

(イ) 生息動向

愛知県の調査結果では、県内のニホンザルの生息数は、平成2年度に750～890頭であったが、平成12年度には965～1,310頭に増加している。その後、平成12年度から平成17年度にかけて、やや増加したと考えられ、その数は790～1733頭と推測された。さらに、平成22年に実施したアンケート調査結果では、約3,400頭と推測され、令和2年度に実施したアンケート調査では岡崎市は増加傾向にある。

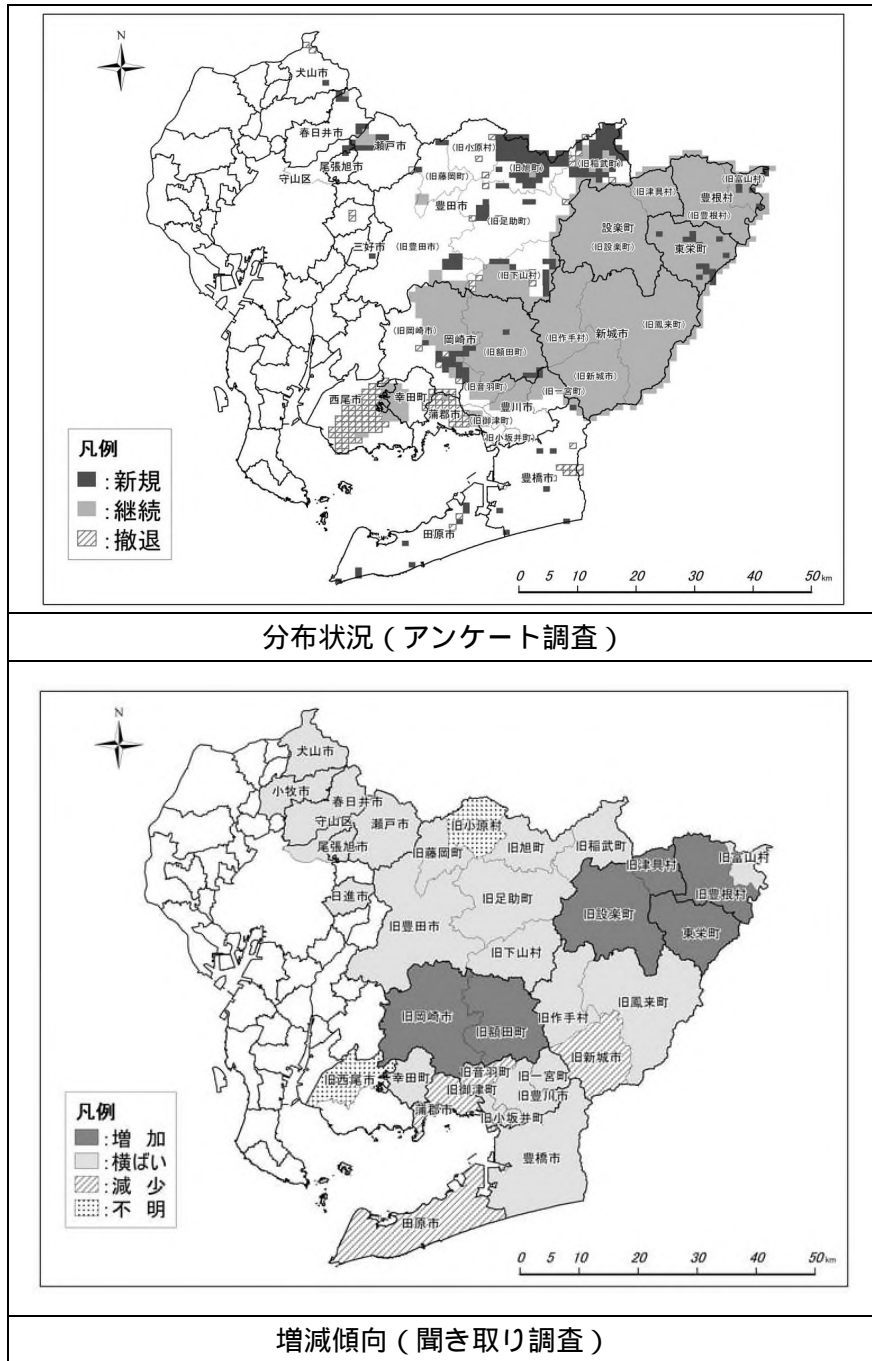


図1 ニホンザルの生息状況

(出典) 愛知県自然環境課

(ウ) 捕獲状況

令和2年度のニホンザルの捕獲数(特定計画に基づく個体数の調整のための捕獲数(以下、「個体数調整」という。))を図3に示す。ニホンザルは県内東部で多く捕獲されている。

市内の個体数調整による捕獲数を表1に示す。

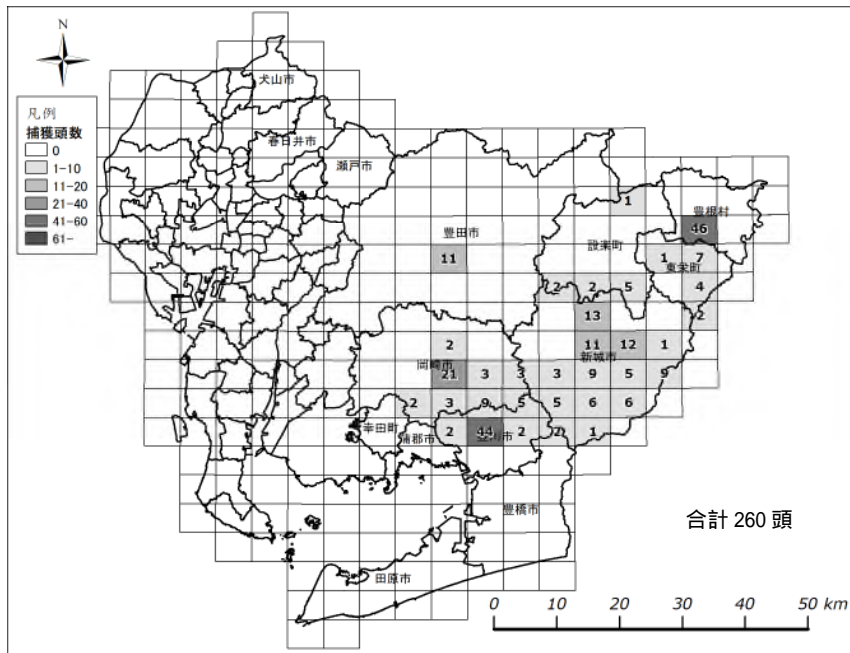


図3 個体数調整によるニホンザル捕獲数分布図

(出典) 愛知県自然環境課

年度	R1	R2	R3	合計
旧岡崎市	71	25	6	102
旧額田町	28	12	1	41
合計	99	37	7	143

注: R3は4月から9月までの実績

表1 個体数調整による捕獲数(単位:頭)

(I) 生息環境と土地利用状況

ニホンザルの生息地の大部分は森林であるため、市内の森林の内訳を表2に示す。

市内において、広葉樹林の割合が約3割と高くなっており、ニホンザルの好む環境にあると考えられる。

また、里山や中山間地域の農地は、谷間を開墾した谷津田や山腹の緩斜面を利用した農地が多く、ニホンザルの被害を受けやすい形態をしている。

近年、全国的にこのような地域における耕作放棄地の増加が報告されており多くの地域では増加傾向にある。耕作放棄地の増加はニホンザルによる農林作物被害の増加、さらにはニホンザルの個体数増加及び生息地の範囲拡大を助長するものと考えられる。

一方、平坦部は農業の盛んな地域であり、今後、里山に隣接した平地にある農地や住宅への被害の拡大が懸念される。

計画区域 市町村名	総数	立木地								竹林	無立木地		
		針葉樹		広葉樹		(再掲)							
						人工林	天然林						
岡崎市	27,711	17,232	62.1%	9,658	34.9%	14,465	52.2%	12,425	44.8%	472	1.7%	349	1.3%

表2 林種別森林等面積 (単位: ha)

(オ) 被害状況

対象区域における平成30年度から令和2年度までの旧市町村別の農林作物推定被害状況を表3に示す。

計画区域 市町村名	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)
旧岡崎市	3.2	62.0	9,357	4.0	55.8	10,414	3.4	55.7	10,770
旧額田町	2.0	35.7	6,425	3.4	72.1	8,719	3.5	67.3	8,289
計	5.2	97.7	15,782	7.4	127.9	19,133	6.9	123.0	19,059

表3 旧市町村別の農林作物推定被害状況 (平成30~令和2年度)

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

ア 順応的管理

目標を達成するため、次の施策を推進するとともに、その効果をモニタリングし、評価した後必要に応じて次年度の施策の見直しを行う(図4参照)。

また、捕獲数の目標についても施策の実施状況及びモニタリング結果を踏まえ、順応的に見直しを行うよう県に求めていくこととする。

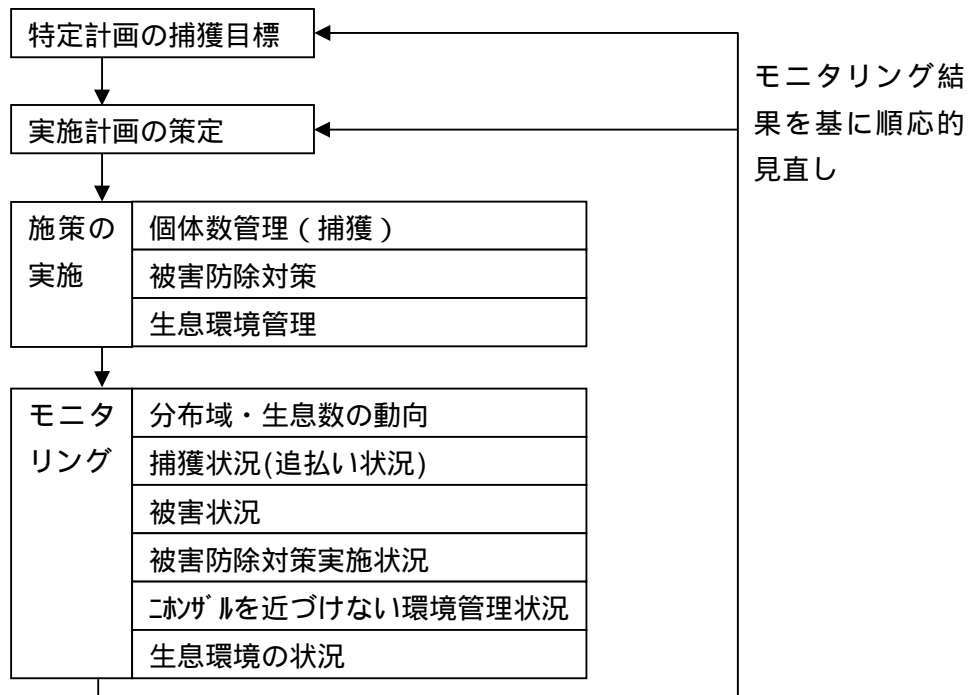


図4 順応的管理の概念図

イ 地域に根ざした取組の充実

鳥獣による被害対策は、生息環境整備、被害防除対策及び捕獲等の総合的取組を地域レベルで適切に進めることが効果的である。

このため、市内の各地域の保護管理の具体的な目標を可能な限り集落レベルまで周知する等により、地域の共通意識を醸成しながら、施策を実施することとする。

ウ 農林業被害等の未然防止対策

被害の未然防止に必要な地域においては、以下の対策を実施し、被害の未然防止に努める。

- (ア) 農地周辺の草刈の実施や未収穫物、生ごみ等を適切に処分することにより、農地及び人家周辺の餌場としての魅力を下げる環境管理を実施する。
- (イ) 農地等への柵の設置等の被害防除対策を実施する。
- (ウ) 加害個体を中心とした捕獲や追払いに努める。

エ 群れの分布によるエリア対応

ニホンザルの生息地の範囲拡大や生息数の増加による被害の増加を防止するため、ニホンザルの生息地の範囲、生息動向、地形、土地利用状況、農作物の被害状況等をふまえて、群れが頻繁に出没し、生活環境及び農作物被害が発生している区域に「地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りながら、農林業被害等の未然防止又は減少を図る重点管理エリア」と「生息地の範囲拡大防止に重点を置く拡大防止エリア」の2つのエリアを設定し施策を推進する。推定される群れの分布を図5に、重点管理エリアと拡大防止エリアの目標と保護管理内容を表4に示す。

(ア) 重点管理エリアの設定

重点管理エリアは、地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りながら、農林業被害等の未然防止を図る区域とする。重点管理エリアでは、以下の対策を行う。

- a 適正な生息数に調整することを目的としたニホンザルの捕獲の実施
- b 加害レベルの評価を踏まえた有効な対策及び捕獲の実施(別表1、2、3を参照)
- c 生息地となっている森林の間伐等適正な維持管理により、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。

(イ) 拡大防止エリアの設定

ニホンザルの分布域が平地にまで広がった場合、平地における農林業被害や市民の生活環境にまで影響を及ぼすことが懸念されるため、ニホンザルの生息分布の拡大を防止するための拡大防止エリアを設定する。

多くの土地が平地に隣接して里山が存在することから、原則として里山の一部を拡大防止エリアに設定する。なお、里山が存在しない場合には、原則として平地と山間地との境界付近の山間地に設定する。拡大防止エリアでは、以下の対策を行う。

- a 生息地の範囲拡大の防止を目的としたニホンザルの捕獲の実施

- b ニホンザルが拡大防止エリアに近づかないよう里山の利用を活性化し人の出入りを増やすことや追い払い（集落及び人への恐怖心の植え付け等）等を実施
- c ニホンザルが拡大防止エリアに近づかないよう餌となるものの除去や、下草刈により見通しを良くする等の環境対策の実施

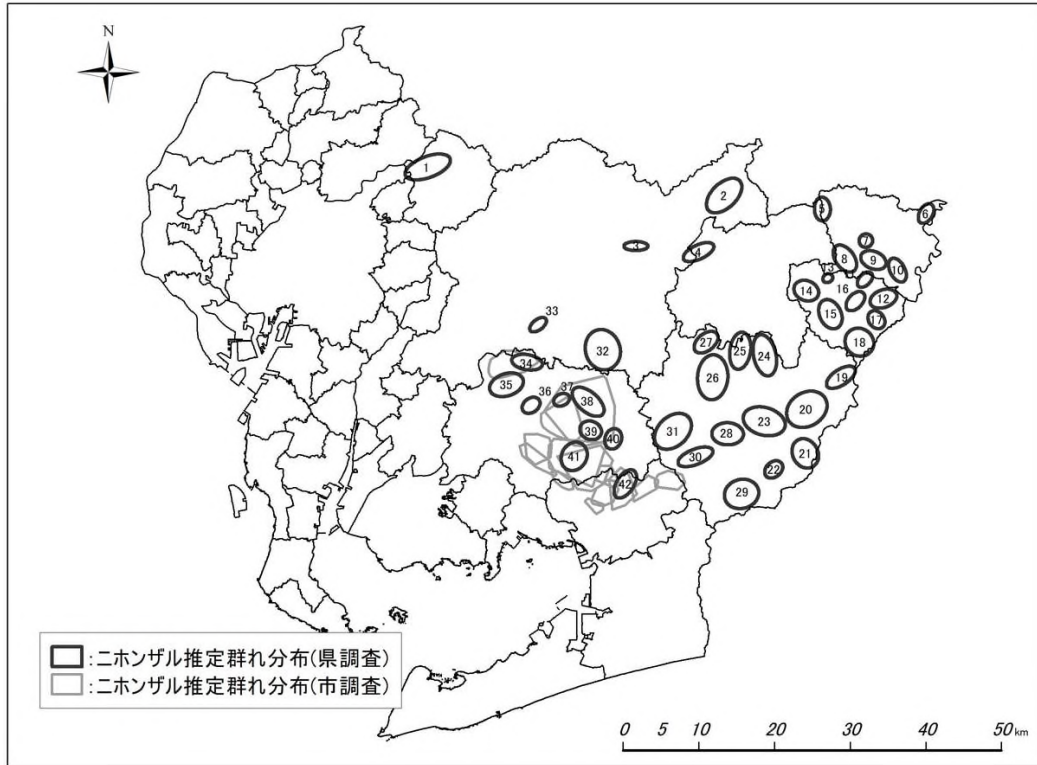


図5 推定群れ分布図（令和2年度）

（出典）愛知県自然環境課

	エリアの 目標	分布状況から見た管理		被害状況から見た管理	
		環境整備	個体数調整	環境管理・ 被害防除対策	捕獲
重点管理エリア	生息地としての環境確保及び農林業の被害等の未然防止又は減少	生息地となっている森林の間伐等の適正な維持管理により樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。	適正な個体数に調整するための捕獲を徹底する。	<ul style="list-style-type: none"> 農地周辺の草刈りの実施や未収穫農作物等を適切に処分することにより、農地及び人家周辺の餌場としての魅力を下げる。 農地等への柵等の設置の被害防除対策を実施する。 	加害個体を中心とした捕獲に努める。
拡大防止エリア	生息地の範囲・被害地域の拡大防止	地域住民及び土地管理者等は里山の積極的な利活用を図り、人の出入りの活性化を促進する。	生息地の範囲を拡大させないための捕獲を徹底する。		

表4 重点管理エリアと拡大防止エリアの目標と管理

5 数の調整に関する事項

(1) 捕獲圧の調整

重点管理エリア及び拡大防止エリアに適した捕獲圧となるように数の調整を行い、捕獲目標の達成を図る。エリア別の捕獲目標を表5に示す。捕獲数については、岡崎市鳥獣被害防止計画に基づき目標値を設定し捕獲を実施する。捕獲実績数及び目標数を表6に示す。

エリア	捕獲目標	
重点管理 エリア	地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、中山間地域の農林業被害防止等を図る地域であり、地域個体群の維持を図るための個体数調整を行う。	被害が生じている地域においては、加害個体及び人馴れ度の高い個体を中心に捕獲を実施する。(別表1、2、3、4による。)
拡大防止 エリア	ニホンザルの分布域の拡大防止に重点をおく地域であり、分布域を拡大しないための捕獲を徹底する。	被害が生じている地域においては、加害個体及び人馴れ度の高い個体群を中心に捕獲を実施する。 群れサイズや行動域を把握しながら、検討会において検討した上で、必要な場合は全数捕獲を含む大幅な個体数削減を行う。

表5 エリア別捕獲目標

年度	令和2年度			令和3年度(見込)			令和4年度(目標)		
	個体数調整		計	個体数調整		計	個体数調整		計
	銃	わな		銃	わな		銃	わな	
旧岡崎市	2	23	25	2	11	13	30	70	100
旧額田町	2	10	12	2	2	4	30	50	80
合計	4	33	37	4	13	17	60	120	180

表6 捕獲数及び目標数(個体)

(2) 大型捕獲檻を用いた加害個体群の捕獲

今後群れの規模、被害状況等の把握に努め、併せて加害レベルの判定を進め、大型捕獲檻を使用し、捕獲数の大幅増を目指し、農林業被害等の減少を図る。

年度	令和2年度	令和3年度(見込)	令和4年度(目標)
旧岡崎市	2	3	4
旧額田町	1	1	0
合計	3	4	4

表7 大型捕獲檻による捕獲数(群)

(3) 捕獲目標の達成に向けた取組

ア 拡大防止エリアでの捕獲強化

拡大防止エリアにおける捕獲を強化する。

イ 群れ全体の捕獲

群れの加害レベル等によっては、群れ全体を捕獲する。この場合、捕獲によって群れの分裂が生じないように配慮する。

(4) 最適な捕獲数の検討

被害が確認される多くの地域で加害レベルは3から5に達しており、農地に群れが現れる地域では可能な限り群れ全体を捕獲し、捕獲によって群れの分裂が生じないように配慮する。

6 生息地の保護及び整備に関する事項

(1) 生息環境の保護

本市内における鳥獣保護区は7か所(令和3年度)が指定されており、そのうちニホンザルの生息地の範囲には、7か所(8,218ha)が指定されている。

(2) 生息環境の整備

重点管理エリア内の森林の管理者は、尾張西三河地域森林計画変更計画書に示された方針に基づき、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業の推進等を進め、生息地となっている森林の維持管理を行うことにより、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。これにより、森林でのニホンザルの生息可能な環境が整備される。

人が手入れしなくなった里山は、ニホンザルの好適な生息環境となり、生息地の範囲拡大につながることから、拡大防止エリア内において人の生活圏とニホンザルの行動圏の緩衝地帯としての役割を持たせるため、地域住民及び土地管理者等は里山の積極的な利活用を図り、人の出入りの活性化を促進することにより、ニホンザルの定住しにくい環境に移行させる。

農地及び集落周辺における耕作放棄地及び藪・雑草等は、ニホンザルが農地等へ侵入する際の隠れ場となるため、土地管理者及び農家は刈払い等の適正な管理に努める。また、農地の未収穫物、人家周辺の生ゴミ等はニホンザルの食物となり、ニホンザルを誘引するため、農家及び地域住民等は適切に処分する。

これらの環境整備により、農地及び集落への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げることにより、人の生活圏とニホンザルの行動圏との分離に努める。

7 被害防除対策に関する事項

(1) 被害防除対策の評価

ニホンザルの捕獲に加え、被害防除対策として電気柵等の防除柵の設置等が実施されている。

岡崎市鳥獣害対策協議会によるニホンザル用侵入防止柵の設置は、「かなり効果あり」として設置が進められている。

銃猟による狩猟者を恐れる傾向があるため、銃猟者出猟による追払い効果がある。また、近隣市等においてモデルガンによる追払いが効果を上げているため、本市

においても試験的に導入している。

銃による捕獲は一定の効果があり、罠による捕獲はICTを活用した大型捕獲檻の導入した地域においてはかなり効果があった。しかし、導入のできていない地域での被害が増加しているため、大型捕獲檻の移設や追加導入などにより、捕獲の推進が必要である。

計画区域 市町村名	被害動向	捕獲対策		防除対策			環境管理
		銃	わな	ニホンザル用侵入防止柵 (ワイヤーメッシュ)	電気柵	追払い	枝打伐採
旧岡崎市	増加						
旧額田町	減少		○				

：かなり効果あり ：効果あり ：効果が少ない ×：効果無し

表8 ニホンザルの被害防除対策の評価

計画区域	実施年度	捕獲数(頭)		防除対策		環境管理
		銃	わな	電気柵(m)	ニホンザル用侵入防止柵 (ワイヤーメッシュ) (m)	講習会
旧岡崎市	R2実績	2	23	255	0	未実施
	R3見込	2	11	実施中	実施中	未実施
	R4計画	30	70	計画中	計画中	計画中
旧額田町	R2実績	2	10	256	0	未実施
	R3見込	2	2	実施中	実施中	未実施
	R4計画	30	50	計画中	計画中	計画中
合計	R2実績	4	33	511	0	未実施
	R3見込	4	13	実施中	実施中	未実施
	R4計画	60	120	計画中	計画中	計画中

表9 ニホンザルの被害防除対策の実施料及び実施計画

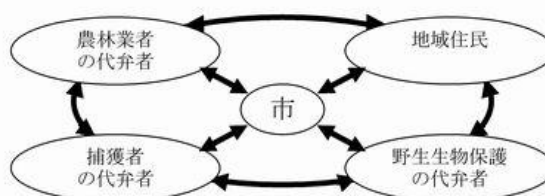
8 その他の保護管理のために必要な事項

(1) 計画の実施体制

ア 計画作成体制

市を中心に各利害関係者が協議して、実施計画を作成する。

各利害関係者としては、農林業者の代弁者（農協、森林組合、農林業者の代表） 捕獲者代弁者（猟友会） 野生生物保護の代弁者（県、市等）及び地域住民等とする。



イ 状況の把握収集体制

(ア) 被害状況

a 農林業被害

市内全ての農家へアンケート調査を実施する。

b 生活環境被害

地域住民、市、県、警察、消防等が状況を把握し、市に連絡する。

c 生態系被害

自然観察指導員、住民、自然保護団体（NGO、NPO）、県、市等が状況を把握し、市に連絡する。

(イ) 捕獲状況

個体数調整による捕獲

市が実施する個体数調整を集計し、市が把握する。

(ウ) 生息状況

県が実施する生息状況調査（概ね5年ごと）に加え、狩猟者が県に報告する捕獲効率（CPUE）の変化を、県から入手する。

さらに地域の方々のほか釣りや山菜取り等で地域に入る人の目撃情報も収集し、これを加味して状況を把握する。

ウ 捕獲体制

狩猟者の減少、高齢化が進む中、効率的な捕獲を行う必要がある。

このため、被害者やその代弁者及び地域住民が協力して、ニホンザルの出没情報を市及び捕獲者に提供し効率的な捕獲を支援する。銃による捕獲数の大幅な増加は難しくなりつつあることから、罠による捕獲についても奨励する。

狩猟免許を取得した者には、取得のための講習費用及び狩猟免許試験受験料等の経費について支援し、狩猟者の増加を目指す。

また、岡崎市鳥獣害対策協議会において、捕獲に対する報奨金を交付し、捕獲

数の増加を目指す。

エ 環境管理体制

草刈、未収穫農作物や生ゴミの撤去等、ニホンザルを寄せ付けない環境管理は、被害者及びその代弁者と地域住民が一体となって地域全体で行う。

また、岡崎市鳥獣害対策協議会により環境管理に関する講習会を開催する。

オ 被害防除体制

岡崎市鳥獣害対策協議会、農業生産組合、林業家及び各地区の鳥獣害対策組合の連携により大規模な侵入防止柵の整備を進める。市、県、国はこれを支援する。

カ 生息環境整備体制

市による森林の管理に当たっては、間伐の実施等、野生生物の生息環境の整備に配慮した事業を行う。

(2) モニタリングの実施と実施計画へのフィードバック

市は、捕獲実施者等の協力を得て前年度の捕獲数、捕獲場所、捕獲時期、捕獲個体の性別等を把握する。

これに加え、市は農林業関係団体等の協力を得て、対象区域における前年度の被害状況、生息環境管理状況及び被害防除対策の実施状況を把握するとともに、捕獲を含めたその効果の把握に努める。

また、愛知県特定鳥獣保護管理連絡協議会¹及び愛知県特定鳥獣保護管理検討会²において、協議・検討し、過年度の施策の評価及び当該年度の実施計画が作成されるので、その中で捕獲目標及び算定の考え方を明らかにする。

1 愛知県特定鳥獣保護管理連絡協議会：県関係機関、市町村からなる組織

2 愛知県特定鳥獣保護管理検討会：学識経験者、農林業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域代表者からなる組織

レベル	群れの出没頻度、出沒規模、被害内容
0	サルの群れは山奥に生息しており、集落に出没することがないので被害はない。
1	サルの群れは集落にたまに出没するが、ほとんど被害はない。
2	サルの群れの出没は季節的で農作物の被害があるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。
3	サルの群れは、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出している。
4	サルの群れ全体が、通年耕作地の近くに出没し、常時被害がある。まれに生活被害が発生する。
5	サルの群れ全体が、通年・頻繁に出没している。生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。人馴れが進んでいるため被害防除対策の効果が少ない。

別表1 群れの加害レベルのイメージ

出典 「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（二ホンザル編・平成27年度）」

ポイント	出沒頻度	平均的な出沒規模	人への反応	集落への加害状況	生活被害
0	山奥にいるためみかけない	群れは山から出てこない	遠くにいる、人の姿を見るだけで逃げる	被害集落はない	被害なし
1	季節的にみかけるときがある	2、3頭程度の出没が多い	遠くにいる、人が近づくと逃げる	軽微な被害を受けている集落がある	宅地周辺のみかける
2	通年、週に1回程度どこかの集落でみかける	10頭未満の出没が多い	遠くにいる場合逃げないが、20m以内までは近づけない	大きな被害を受けている集落がある	庭先に来る、屋根に登る
3	通年、週に2、3回近くどこかの集落でみかける	10～20頭程度の出没が多い	群れの中に、20mまで近づいても逃げないサルがいる	甚大な被害を受けている集落がある	器物を損壊する
4	通年、ほぼ毎日どこかの集落でみかける	20頭以上出没が多い	追いついても逃げない、または人に近づいて威嚇するサルがいる	甚大な被害を受けている集落が3集落以上ある	住宅進入が常態化

別表2 加害レベル判定表

出典 「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（二ホンザル編・平成27年度）」

加害レベル	合計ポイント
0	0
1	1 - 2
2	3 - 7
3	8 - 12
4	13 - 17
5	18 - 20

別表3 群れの加害レベルと合計ポイント

出典 「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（二ホンザル編・平成27年度）」

区分		被害防除対策	個体の捕獲				環境整備			
レベル1	山間部	追払い シイタケのホダ場は、囲うか人家周辺に移動	原則、捕獲は実施しない。被害防除対策に努める。				林縁部の自生するカキやクリの除去又は早期収穫 廃果の埋設 農地周辺のヤブの除去			
	平野部							林縁部の自生するカキやクリの除去又は早期収穫 林縁部のヤブの除去 廃果の埋設、別荘地では生ゴミの適正な処分		
レベル2	山間部	追払い 簡易柵の設置	加害個体の捕獲 被害の程度により、群れの捕獲も検討 群れサイズ 大 部分捕獲 小 必要に応じて選択捕獲				放棄した農作物の除去 取り残しの農作物の除去 庭の果樹の除去又は早期収穫			
	平野部							庭の果樹の除去又は早期収穫 屋外の商品の適正な管理		
レベル3	山間部	組織的な追払い 重要な農作物又は大規模な農地は、恒久柵の設置	加害個体の捕獲又は加害群の捕獲				↓			
	平野部							複数人による追払い 重要な農作物又は大規模な農地は、恒久柵の設置	群れサイズ	大
小		選択捕獲								
レベル4	山間部	↓	加害群の捕獲							
	平野部							群れサイズ	大	部分捕獲
小			選択捕獲							
レベル5	山間部 平野部		加害群の捕獲							
							群れ配置	連続	群れサイズ	大
		小								群れ捕獲
		孤立					群れサイズ	大	部分捕獲	
小	群れ捕獲									

群れ捕獲 加害群の除去が目標であり、加害レベルが著しく高く、被害防除対策を実践しても被害が低減しない群れに対して、群れ全体を取り除く管理手法
部分捕獲 群れの存続を前提としており、群れの個体数が多いと被害防除対策を講じても被害が軽減せず、追払い等が効果的に実行できないため、増えすぎた群れの個体数を計画で設定した個体数まで減らす管理手法
選択捕獲 群れの存続を前提としており、人馴れが進んで住民に対する威嚇や生活環境被害を繰り返す悪質個体を識別したうえで、選択的に捕獲する管理手法

別表4 群の加害レベルと被害対策の選択の目安表

出典 「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（二ホンザル編・平成27年度）」